

令和3年1月6日

組合理事長 様

長崎県中小企業団体中央会



新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者
の影響調査について（お願い）

～同感染症セーフティネット保証4号の指定期間延長に向けた調査～

本会の業務運営につきましては、日頃より格別のご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、長崎市から「新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の地域指定期間（現行の終期は令和3年3月1日）の延長に向けた影響調査」がっておりますので、コロナ禍対応等でご多忙のところ誠に恐縮ですが、何卒ご協力をお願い致します。

つきましては、貴組合より長崎市内の会員様あて別紙をご通知頂き、回答を各会員様から本会あてに直接FAX頂きますよう、よろしくお願い致します。

なお、影響が見込まれない場合のご回答は不要です。

□セーフティネット保証4号とは

【制度概要】

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度です。（資金繰り支援制度）

【対象中小企業者（抜粋）】

災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

<問合せ先>

長崎県中小企業団体中央会 商業振興課
〒850-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館 9F
Tel 095-826-3201 Fax 095-821-8056